**〔契約書①－Ｄ〕**

**選挙運動用自動車運転手雇用契約書**

参議院大阪府選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約する。

１　甲は、甲が使用する選挙運動用自動車の運転手として、乙を雇用するものとする。

２　雇用期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

３　契約金額　　金　 　　　　　　　　　 　 円

　　　　　　　　〔内訳 　金　　　　　　 　 　円×　　　 日間（従事日数）〕

（ただし、乙が運転業務に従事しない日がある場合は、従事しない日１日につき金　　　　　　　円を減じた金額とする。）

４　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の４第２項の規定に基づき大阪府に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。
　なお、大阪府に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
　ただし、甲が公職選挙法第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収されることとなった場合は、乙は大阪府に支払の請求ができない。

令和　　年　　月　　日

甲　　　　住　　　　　　　　　所

氏　　　　　　　　　名

乙　　　　住　　　　　　　　　所

氏　　　　　　　　　名